

令和7年(2025年)第4回ニセコ町議会臨時会

令和7年(2025年)5月28日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 5 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(令和7年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 6 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(令和7年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 7 議案第1号 請負契約の締結について
(令和7年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事)
- 8 議案第2号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(9名)

1番 高瀬浩樹	2番 大野幹哉
3番 高木直良	4番 榊原龍弥
6番 小松弘幸	7番 斉藤うめ子
8番 木下裕三	9番 篠原正男
10番 青羽雄士	

○欠席議員(1名)

5番 前原孝植

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	藤志伸
総務課長	福村一広
企画環境課長	桜井幸則
企画環境課参事	阿南孝宏

税 務 課 長	鈴 木 健
町 民 生 活 課 長	富 永 匡
保 健 福 祉 課 長	重 森 省 宏
農 政 課 参 事	長 田 陽 介
国営農地再編推進室長	石 山 智
商 工 観 光 課 長	馬 渕 由 香
商 工 観 光 課 参 事	市 原 俊 樹
都 市 建 設 課 長	橋 本 啓 二
上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
上 下 水 道 課 参 事	森 玲 子
総 務 係 長	佐々木 一 茂
財 政 係 長	浅 井 理 登
教 育 長	片 岡 辰 三
総 合 教 育 課 長	淵 野 伸 隆
総 合 教 育 課 参 事	阿 部 信 幸
総 合 教 育 課 参 事	中 川 博 視
学校給食センター長	三 橋 公 一
こども未来課長	齊 藤 徹
代 表 監 査 委 員	佐 竹 三 郎

○出席事務局職員

事 務 局 長	加 藤 紀 孝
書 記	佐 藤 秀 美

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は 9 名です。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 4 回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、議長において、3 番、高木直良君、4 番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、藤志伸君、総務課長、福村一広君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬渕由香君、商工観光課参事、市原俊樹君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、上下水道課参事、森玲子君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、総合教育課参事、中川博視君、学校給食センター長、三橋公一君、こども未来課長、齊藤徹君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

次に、前原孝植議員から私用のため、本日の会議は欠席する旨の申出がありましたので報告いたし

ます。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件から、日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の件まで、3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長 山本契太君。

○副町長（山本契太君） おはようございます。本日よりよろしくお願いいたします。

それでは、ファイル番号001の1ページをお開きください。承認第1号につきましては、本来議会において議決、決定いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に、町長が議会で代わって事件の処分をする専決処分の承認でございます。今回は3つの専決補正がありますが、まず承認第1号は3月28日付けの専決です。

日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年5月28日提出、ニセコ町長 片山健也。

3ページでございます。補正予算書になります。令和6年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和6年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ255万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,821万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月28日、ニセコ町長 片山健也。

4ページの第1表から6ページにかけましては記載のとおりでございます。

7ページ、事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額は255万2,000円で、全て一般財源で賄います。

まず歳入ですが、8ページ、今回の補正の財源は全て普通交付税を充当いたします。

次に9ページ、歳出でございます。2款1項6目企画費、22節補助等返還金255万2,000円は、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得支援枠について、事業が完了したことに伴う返還金の補正です。この度、歳出で予算を確保し、ここからの支出によって補助金を返還いたしました。

最後に、ファイル番号 999-1 の補正予算資料№1、1 ページから 4 ページに承認第 1 号の専決補正に伴い一般会計に変更が生じておりますので、変更後の各会計の総括、一般会計補正予算の内訳等を記載いたしましたので、ご審議の参考としてください。

承認第 1 号についての説明を終わります。

続きまして、ファイル番号 002 の 1 ページ、日程第 5、承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算）です。承認第 2 号は令和 7 年度 4 月 1 日付の専決補正となります。

承認第 2 号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 7 年 5 月 28 日提出、ニセコ町長 片山健也。

3 ページでございます。令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 939 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 8,893 万 3,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 4 月 1 日、ニセコ町長 片山健也。

4 ページの第 1 表から 6 ページは記載のとおりです。

7 ページ、事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額は 939 万 3,000 円で、全て一般財源で賄います。

まず歳入ですが、8 ページ、今回補正の財源は全て前年度繰越金を充当いたします。939 万 3,000 円となります。

次に歳出ですが、9 ページ、2 款 1 項 6 目企画費、18 節各種研修会参加負担金 22 万 3,000 円は、国際交流員の翻訳・通訳スキル向上のため、国際交流員が福岡で開催される研修に参加する負担金でございます。当初予算で旅費は計上しておりましたが、研修負担金を計上していなかったことから補正をするものでございます。5 人分の負担金です。大変申し訳ございません。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、1 節会計年度任用職員報酬 331 万 9,000 円の補正です。4 月 1 日付けの人事により、フルタイムの会計年度任用職員が都合によりパートタイムの会計年度任用職員となりました。フルタイムは総務課で、パートタイムは各担当課で予算を計上するため、町民生活課で会計年度任用職員報酬を補正するものでございます。

10 ページ、4 款 2 項 2 目塵芥処理費、11 節通信運搬費 12 万 7,000 円は、一般廃棄物最終処分場の水処理設備について令和 6 年 1 月から警報アラームが出る状況が続いておりました。設置した企業からは故障原因が特定できないため多額の費用がかかることとなるので、監視装置全体の交換提案

がありましたが、経費をかけず不良が考えられる電気系統のリセット等の確認作業を行った結果、警報が出ない状況に改善されております。但し、現在はエラーが出ない状況ではあるものの、設備の故障に至った原因の特定や修理の要、不要が確認できていないことから、無人運転中に何らかのエラーによって基準値を超える処理水が放流されないような対策が必要と判断し、既存の設備とは別系統の監視装置と警報を知らせる通報装置を設置することによる登録費用及び通信費用の補正を行うというものです。これによりまして、無人での水処理を実施することが可能となります。

その下、一般廃棄物最終処分場営繕工事 94 万 1,000 円は一般廃棄物最終処分場放流槽 ph 指示計及び通報装置設置工事ということで、先ほどの監視装置と通信装置の設置に係る費用でございます。

11 ページ、6 款 1 項 4 目畜産業費、15 節補修用碎石 8 万 6,000 円はニセコ町共進会場で昨年開催された家畜共進会でございますが、雨天時の開催だったため会場の修繕が必要であり、4 月 25 日に開催される後志 B & W ショウの前に砂利を購入し、敷き詰める費用を補正するものでございます。

12 ページ、8 款 2 項 4 目道路新設改良費、12 節の資材価格調査業務委託料 121 万円は、令和 7 年度のニセコミライ通電線共同溝工事、いわゆる電線地中化において、北海道の工事積算要領に基づき、工事に使用する資材価格 200 万円以上の品目に対し資機材価格調査を実施するために補正するものでございます。今回は無電柱化で使用する特殊柵が前年度より価格が高騰したことにより、資材価格が 200 万円を超えたため調査を要すること、それから工事の発注に合わせて単価の修正も必要となったことから、専決をさせていただいたということであります。

13 ページ、10 款 4 項 2 目高等学校管理費、12 節の公共施設管理業務委託料 293 万 1,000 円。ニセコ高校では農業実習の指導補助及び圃場や温室等の管理作業、冬場の除雪作業のため実習助手を雇用しています。令和 6 年度の実習助手が 3 月で退職したため、新たな実習助手の求人を行っていましたが応募がなく、今年度の運営に支障をきたすことから高齢者事業団へ委託する費用を補正するものでございます。

その下、6 項 2 目有島記念館費、10 節の修繕料 55 万 6,000 円は、令和 6 年 12 月実施の消防設備点検において検査結果が令和 7 年 2 月に報告され、施工方法などに検討を要したため、今回の専決補正とさせていただいたものでございます。内訳は修繕の必要な消防設備が 28 万 6,000 円、特別展示室の除湿及び加湿器の排水管が詰まり、特別展示室の床に排水が流れ出したため、排水管の修繕を実施する費用が 26 万 9,500 円で、合わせて 55 万 6,000 円の補正となっております。

14 ページ、先ほど会計年度任用職員の報酬を補正させていただきましたが、給与費に変更が生じることから 14 ページにその内容を記載しております。

最後に、ファイル番号 999-1 の補正予算資料 No.2 については、5 ページから 8 ページにかけて、承認第 2 号の専決補正に伴い一般会計に変更が生じておりますので、変更後の各会計の総括、一般会計補正予算の内訳等を記載いたしましたので、ご審議の参考としていただきたいと思います。

承認第 2 号のご説明は以上でございます。

同じくファイル番号 002、日程第 6、承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算）でございます。承認第 3 号は令和 7 年 5 月 7 日付の専決補正でございます。

す。

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年5月28日提出、ニセコ町長 片山健也。

17ページでございます。令和7年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和7年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ370万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,264万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月7日、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、18ページの第1表から20ページは、記載のとおりでございます。

21ページ、事項別明細書の歳出でございますが、今回の専決補正額は370万9,000円で、全て一般財源で賄います。

まず歳入ですが、22ページ、19款1項1目1節において、今回補正の財源は全て一旦財政調整基金繰入金を充当します。370万9,000円となります。但し、既に災害復旧事業債、概ね1/2の支援でございますが、この申請を行っており、9月にはこれにより歳入の組み換えを行う予定でございます。

次に歳出でございますが、23ページ、11款2項1目土木施設災害復旧費、12節町道災害復旧業務委託料334万2,000円は、令和7年4月14日に発生した大雨に伴い、町道等の被災箇所を補修するため所要額を補正するものでございます。ここでタブレットの999-4をお開きいただきたいと存じます。被災地図とあります。被災の位置図でございますが、黒丸の1から7が被災の箇所となります。なお、雨量は4月14日が最大24時間換算降雨量83.5mmとなり、災害復旧事業債の基準となる最大24時間換算降雨量の80mm以上の基準を満たすことから、歳入でご説明したとおり財源として災害復旧事業債の申請を行うというものでございます。

その下、災害復旧原材料36万7,000円は、只今ご説明した災害復旧として被災箇所補修にかかる原材料費(雑碎石)を補正するものでございます。

最後に、ファイル番号999-1の補正予算資料No.3については、9ページから12ページにかけて承認第3号の専決補正に伴い一般会計に変更が生じておりますので、変更後の各会計の総括、一般会計補正予算の内訳等を記載いたしましたので、ご審議の参考としていただきたいと思います。

これで承認第3号に関する提案理由の説明を終了いたします。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予

算)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和7年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番(高木直良君) 1件、最終処分場の水処理関係の機器の更新といいますか、新たな設置の件ですけれども、度々不具合が起きているということで補正予算のなかに入ってきたことがあったと思います。最終処分場で高度の水処理をしているということですが、ほぼフリーにしていきたいと思いますか、この管理自体を終える段階まで来ているとは聞きつつも、その基準になかなか達しないということですが、今後の見通しと実際に通報があったときの対処方法っていうのはどのようなことをされるのか、もう少し説明をいただきたいと思います。

○議長(青羽雄士君) 富永課長。

○町民生活課長(富永匡君) 高木議員の質問にお答えします。まず見通しですが、実は昨日道庁に行って担当の方とお話をしまして、この最終処分場の閉鎖に向けて助言をいただくということかたちをとっています。様々な問題があるんですけれども、道の方も今密閉型の閉鎖という例があまりないということでちょっと勉強をさせてくれ、いろんな法令に基づいてこういう方法もあるかなということで、これからどんどん意見交換をしていって、閉鎖に向けて加速するというかたちにしています。いつまでに閉鎖というのは今言えませんが、もう道の方とはそういう意見交換をしているということになっております。

それから、通報の装置ですが中身としてはphの基準値を見る装置を付けるんですけれども、それが異常になったときに委託している事業者のほうの携帯と私たちにも通報が入ることになっております。そうなったときには駆けつけて機械を止めて、排出するのをやめるという作業があつて、外に出るのを最小限に止めるということになっています。既存の装置も取りあえず故障は直ってはいえるようには見えるんですけれども、仮にもし分からないところで通報が来なかったということになった

ときには大量の基準値を超えた水が出るということで、通報が来てから5分10分以内には行けると思うので、実際出る量もいきなりざっと流れるわけではないから、最小限の水で止めるという形をとりたいということで別装置を保険として使うというかたちにしております。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） およそ分かったのですが、ph値が高いのを排出するのを止められると。でも、ph値がもう少し薄まるというか少なくするためには加水するのでしょうか。それによってph値の調整をするということなんでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 薬品を投入して中性に近づけるというかたちです。今は原水ですとか抽出水とか基準値内で、処理はしなくてもいい状況です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） 災害復旧費全般に関わってなんですけれども、今回は雨水による災害ということの説明がありましたけども、いわゆる80mmを測る装置がどこで確認されているのか。アメダス、いわゆる気象庁関係の施設設備については町内にはないと伺っておりますので、消防もしくは町単独でそういう装置を持って確認されているのか、その点を伺いたしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。観測所についてはニセコ町にはないのですが、五色のほうと桂台のほうに雨量を測る観測所があるというのは聞いております。

○議長（青羽雄士君） 浅井係長。

○財政係長（浅井理登君） ただいまの質問について補足いたします。雨の量については気象庁のホームページ等で確認できます。今回については、降雨量については気象庁のホームページのニセコの

観測所のところで確認しておりまして、積雪量については気象庁のホームページでニセコ町のものがなくて倶知安町しかないの、倶知安町のほうの積雪量の溶けた分っていうのを換算して、今回1日80ミリ超えたということで災害で申請しております。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） おおむね了解をいたしました。1点確認したいのは、例えばニセコ町内でも雨の降る場所とか降らない場所とか、今比較的局地的な豪雨といいますかそういうのが多々見られるわけですが、先程説明にあったような町全体で抑えるということが災害の指定に関わって有効なものかどうか。国からの交付金等の対象になるかならないかというあたりの有効性と、逆にもう一点は町内の災害を予防するような観点から、有効性を導き出せるのかどうかというあたりの二点について、説明を伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町のアメダスの観測所がなくなりまして、現在は気象庁の予測数値を基本としてニセコ町全ての気象としてやっております。ということなくしたいということで、現在この屋上に気象装置をつけておりますが、それを気象庁の正式なものとして認定いただこうと相談しているんですけど、基本的には地面に置いてほしいということのご指導をいただきました。それで現在ニセコヘリポートの奥のほうの空き地に移転をさせていただくことによって、公式な数値として気象庁に登録をし、正式な気象観測、気象庁の直接やっているものに常に準ずる公式なものとして進めていきたいということで、現在動いております。私どものほうでもやっぱり最低限きちとしたものが要だということで以前ヘリポートで持っておりましたが、毎年の維持費が相当多額になるということで一旦それについては廃止をさせていただきました。例えば積雪寒冷度、地方交付税の算定になる数値につきましては気象庁の数値を元ということですが、ニセコ町については気象庁の予測データが公式なものというふうになっておりまして、寒冷度からいくと倶知安町の級値とニセコ町は一緒でありましたが、現在ニセコ町のほうが級値が一つ落ちております。その結果、交付税上の算定、それから職員の給与における寒冷地の手当自体もランクが一つ落ちておりまして、同じような地区で差が出るのはおかしいじゃないかと。そのために私どもで正式に準ずる装置を置く必要があるということで、年内に新たな公式のものを置くような申請をしたいということで、現在考えているところであります。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 関連しますが、この災害箇所、以前も質問したかもしれないんですが、この場所で災害が起きていますよということの確認というのは、最初は通報なのか、あるいは通報がなくても巡回で発見するといいますか、そういう体制になっているのか確認したいと思います、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 今回の災害に関しては通報による部分もあるんですが、大雨が降ったら町道の砂利道であれば砂利が流されるだろうということで、巡回によっても災害の場所を判断

しております。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） ちょっと補足させていただくと、これ都市建設サイドと農業サイドとそれぞれ分かれておりまして、農業サイドは農業サイドである一定の雨量を超えると見回りをさせていただいておりますので、基本的には総合的に。あと防災のほうも必要に応じて現場行くこともありますけれども、総合的に農業サイドと都市建設サイドと分かれて、一定の雨量が出ると見回りをしていくという状況でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第7 議案第1号から日程第8 議案第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、議案第1号 請負契約の締結について（令和7年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）の件から、日程第8、議案第2号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算までの2件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、ファイル番号 003 をお開きいただきたいと思います。日程第7、議案第1号 請負契約の締結について（令和7年度 町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）のご説明をいたします。

議案第1号 請負契約の締結について（令和7年度 町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的 令和7年度 町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 1億2,903万円。

4、契約の相手方 虻田郡ニセコ町字里見 61 番地 1、牧野工業株式会社 代表取締役 牧野雅之
令和 7 年 5 月 28 日提出、ニセコ町長 片山健也。

ファイル番号 999-3 をお開きいただきたいと存じます。本件は、本町も株主となっている株式会社ニセコマちが進める住宅整備にあたり、第 2 工区から第 3 工区まで赤線でお示ししたとおり 340m にわたり電線共同溝、いわゆる無電柱化を進める工事となります。当該工事は脱炭素を推進する本町の取組を受け、高気密高断熱住宅の建設を先駆的に進めるエリアですが、合わせて防災と景観保全の視点から電線共同溝工事を進めるものでございます。令和 7 年 4 月 4 日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事実績を考慮して、札幌の事業者 1 社、小樽市の事業者 1 社、倶知安町の事業者 3 社、ニセコ町内の事業者 2 社を指名いたしました。令和 7 年 5 月 23 日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が 1 億 1,900 万円、最低額が 1 億 1,730 万円となりまして、牧野工業（株）に落札したものでございます。予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は 97.5%でございました。工事の工期については、議決の後、令和 8 年 1 月 30 日までを予定してございます。なお、当該工事の財源につきましては、社会資本整備総合交付金事業の防災・安全交付金といたしまして 5,408 万 7,000 円、過疎債を 7,490 万円を活用して実施をするという予定をしております。

議案第 1 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、ファイル番号 004 の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。日程第 8、議案第 2 号 令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

議案第 2 号 令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 5,476 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106 億 4,740 万 2,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 28 日、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、2 ページの第 1 表から 4 ページは記載のとおりでございます。

5 ページの事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額は合計で 1 億 5,476 万円でございます。その財源については、国・道からの支出金が 1 億 3,115 万 5,000 円、一般財源が 2,360 万 5,000 円でございます。

説明の都合で歳出からご説明いたします。8 ページ、4 款 1 項 3 目環境衛生費、8 節の費用弁償 8 万 2,000 円は、会計年度任用職員の通勤手当について職員採用が 3 月末に確定したため、当初予算に計上できなかったことによる補正でございます。

7 目 12 節の熱エネルギーポテンシャル調査業務委託料 1 億 3,500 万円は、令和 7 年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金(原発立地 30 キロ圏内の自治体が活用できる補助金)につい

て採択を受けました。町内における熱源のポテンシャルについて専門家による踏査や調査を実施し、熱エネルギーの利用可能性を把握して熱源確保に向けた活用方法についての検討を行うものでございます。主には温泉熱や地中熱について、その活用可能性調査を町内数か所で実施する予定でございます。なお、5,000万円を超える委託業務となる予定から、事業者との契約締結については改めて上程させていただく予定でございます。

9ページ、6款1項3目12節農産物付加価値向上推進事業委託料560万円は、ニセコビュープラザ直売会を起点にニセコ町野菜の価値を一層高めるブランディング事業を行うにあたり、外部専門家である地域力創造アドバイザーを活用し、ニセコ野菜の価値の明確化や価値向上に取り組む予定でございます。こちらについての財源は全額特別交付税の措置を見込んでございます。

その下、農産物販売促進対策事業補助604万4,000円は新たに設置された「ニセコ町観光活性化のための産業連携推進協議会」、会長はニセコ町観光協会社長の下田伸一氏が就任しておりますが、こちらが主体となり実施いたします。なお、当協議会は第1次、第2次、第3次の各産業間連携施策を協議・推進するということを目的に設立をいたしました。事務局は観光協会でございます。この協議会を主体に、農産物の顧客の高齢化、夏季観光客における若年層の割合が冬季に比べ少ないという農業と観光の課題を解決するために、農業生産者と飲食店、野菜販売所などが連携する事業について補助を行うものです。財源として道の地域づくり総合交付金（事業費の1/2）の活用を予定してございます。

その下、農産物付加価値向上推進事業補助390万円は、ニセコビュープラザ直売会を起点にニセコ町野菜の価値を高めるブランディング事業を行うにあたり、情報発信のための価値を象徴するモノづくり、例えばブランドマークやポスターなどに対し補助を行うことで、ニセコ野菜の価値の明確化や価値向上に取り組んでまいります。財源としては先程と同様、道の地域づくり総合交付金（事業費の1/2）の活用を予定してございます。

その下、農山漁村振興交付金190万円は、ニセコ町における加工用ブドウ及びお茶栽培の取組みに対し交付するものでございます。この支援は本町も該当となる中山間地域において、農業を元気にする新たな取組みを国が支援するというものでございます。このたび、加工用ブドウ及びお茶の栽培技術の向上や確立を図るために要望していた国の「農山漁村振興交付金」が決定し、補助をするというものでございます。本町における加工用ブドウの取組みは栽培面積や生産者も少しずつ増加しておりますが、防除や枝の剪定など栽培技術の習得に現在苦慮しており、今回の交付金では主に専門家による技術指導を受けます。また、お茶については試験圃場の拡大及び定植を行い、栽培技術、冬季越冬方法などの試験を行いましてノウハウを積み上げてまいります。これらの取組に必要な要望額490万円に対し、今回の国の交付額は300万円でございます。事業実施主体である地域協議会、これは名前をニセコ町果樹・茶樹振興協議会といい、代表は本間泰則氏でございますが、こちらに国から直接交付されます。差額分190万円は町より協議会へ補助し、加工用ブドウ及びお茶の収益力の向上を目指すということで実施をさせていただきたいというものでございます。

6目農地費、10節修繕料17万6,000円、その下11節手数料2万5,000円、自動車損害保険料1万

8,000 円、26 節自動車重量税 1 万 5,000 円は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで 5 年間リース契約をしている公用車ホンダヴェゼルについて、リース期間満了後に買取りをすることとしていましたが、5 月 31 日が車検有効期間満了日となっており、リース契約仕様書から当該車検費用もリース会社が負担するものと解釈していたところ、リース会社では車検の負担をしないことが分かり、買取り前に車検整備に係る経費を補正させていただきたいというものです。

10 ページ、7 款 1 項 1 目 18 節の商工観光魅力アップ事業補助 200 万円の補正でございます。当該補助は地元複数事業者の連携により実施するソフト事業を支援するもので、当初予算で 1 件分 100 万円を見込んでいましたが、追加で 2 件の活用が見込まれる状況となっていることから、不足分について補正をさせていただくというものです。

続きまして歳入でございます。今回の財源ですが、まず 6 ページ、15 款国庫補助金、1 項 3 目 1 節のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金 1 億 3,115 万 5,000 円は、国による 10/10 の補助率で採択を受けた事業でございます。町内における熱源のポテンシャルについて専門家による踏査・調査を実施し、熱エネルギーの利用可能性を把握し熱源確保に向けた活用方法についての検討を行うというものでございます。7 ページ、ただいまの国庫補助の他、今回は 20 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金 2,360 万 5,000 円で財源を確保します。

最後に、ファイル番号 999-2、補正予算資料 No.4 については今回の補正に伴い一般会計に変更が生じておりますので、変更後の各会計の総括、一般会計補正予算の内訳等を記載いたしました。ご審議の参考としてください。

これで議案第 2 号に関する提案理由の説明を終了いたします。よろしくご審議ください。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午前 11 時 05 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 03 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

説明の訂正があるとのことで、発言を許します。

山本副町長。

○副町長（山本契太君） 議案第 2 号 令和 7 年度一般会計補正予算について、議案そのものには変更はございませんが、ご説明申し上げた内容にちょっと一部疑義がありますので訂正をさせていただきたいと思います。8 ページの 7 目 12 節エネルギーポテンシャル調査業務委託料 1 億 3,500 万円について今回は補正を上げさせていただきましたが、5,000 万円を超える委託業務となることから、改めて議会で上程をさせていただきますと申し上げましたが、ニセコ町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第 2 条の中に議会にかかる中身についての規定がありますが、工事と製造の請負については議会に付するというようになっておりまして、今回は委託料と

ということで予算計上させていただき補正をしておりますので、この関係については5,000万円を超える大きな業務ではございますが、改めて議会に上程するということについては一度撤回させていただき、改めてきちっと内容を精査した上で上程が必要なものであれば議会に上程をさせていただくということで訂正をさせていただきたいと存じます。大変失礼をいたしました。

○議長（青羽雄士君） これより、議案第1号 請負契約の締結について（令和7年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 今回の共同溝の設置工事ということですが、この中身の電線を入れるのは今後北電のほうでやるということの理解でよろしいかどうか確認させてください。

○都市建設課長（橋本啓二君） 町で工事する部分についてはマンホールと北電やN T Tの線を通す管だけになっておりますので、電線等は北電又は通信会社でやるものとなっております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 請負契約の締結について（令和7年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、小松議員。

○6番（小松弘幸君） 9ページ、18節農産物販売促進対策事業補助は農業と観光との連携施策とし

ての Niseko Vegetable Picnic(ベジピク)ですが、これは継続事業としてさらにバージョンアップして実施すると思います。昨年、実施してよかった点、あるいは今後さらに持続可能にするためにも、どのように問題点や改善策を考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 長田参事。

○農政課参事（長田陽介君） 1回目に関しては昨年の8月24日から9月末まで実施させていただいた結果、先ほど山本副町長からも説明があったとおり、今回は20代30代の若い方々にどう野菜を食してもらうかとかグリーンシーズンに来ていただけるかというところを大きな課題にしたと。そういう意味でよかったっていうところかというと、そのターゲットに対して的確に情報が届いて、購入者においても町外が7割ぐらいで20代30代が半分以上、今回女性を主なターゲットにしたので、女性が7割を超え、その方々に情報がしっかりと届き買ってくれたというところが非常によかったかなと思っております。また、満足度に関しても90%を超えております。再び来ていただけるかということに関しても90%以上の結果となっております。その結果、短期的な目標である販売戸数の目標値の106%達成していたというところと、今まで何となくニセコのイメージって富裕層で、冬のイメージでパウダースノーすばらしいよねと、野菜であったり農業みたいなところのイメージが実際低かったっていうところに対して、今回体験してくださった方々にイメージを聞くと、ちゃんと野菜のイメージであったり、今回ご協力いただいた飲食店のイメージというのは非常に高くなったというところが非常によい結果だったかなと思っております。

今年度また改善を進めるというところに関しまして、昨年度はトライアルで一度やらせていただいた結果を踏まえて、これをちゃんとニセコ町の地域に定着させていくということが今後の大きな課題になってくるかなと思っております。そのために協議会を立ち上げさせていただいたところが、先ほど協議会を事業主体にしている理由となっております。先ほどの説明だと観光協会だけに見えるんですけども、今回携わっていただける観光業の観光協会と、農業関係は直売会、実際に飲食店に関わっている商工会、この三つが連携した協議会を立ち上げさせていただいております。細かい改善点で言いますと、昨年度の結果を踏まえて、ありがたいことに10月いっぱいやってくれないうようなお声をいただいたりしているので、今回は10月まで進めていきたいというような点であったり、あと前はひとつの期間でひとつの商品だけになっていましたが、やはり飲食店の方々からいろんな飲食店、業態に入ってもらいたいというご要望もあったので、複数の期間で複数のテーマ、例えば10月ハロウィンでスイーツもオーケーだよっていうようにしたり、飲食店の方々が参加しやすい柔軟な設計にしていこうかなと考えております。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 協議会を立ち上げて、観光協会、直売会、飲食店、商工会の四つが一緒になって進めていくわけですけども、どのぐらいの件数の飲食店が関わってくるのか、その辺どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 長田参事。

○農政課参事（長田陽介君） 前年度は8店舗の飲食店さんにご参加をいただいて、前年度終了時点

で来年もご協力いただけますかというところに関しては、全店舗から協力したいと思いますという参加意向をもらっています。現在店舗のリストアップをしているところで、よく言えば20店舗ぐらいに拡大をしたいと思って動いております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） エネルギーポテンシャル調査業務の件なんですけれども、これは副町長からも説明がありましたように、国と道から補助金が100%出ると。それでお聞きしたいのは町が申請して採択を受けたということなんですけど、この内容、エネルギーの活用方法っていうのはエネルギーはニセコ町にもいろいろあるんですけれども、1点は温泉レベルの地熱とヒートポンプのレベルの地中熱という説明があったと思うんですけれども、これを選んだというか決めた点についてひとつ伺いたい。

それから、これから専門家に調査していただくということなんですけれども、温泉レベルの地熱だけでも、温泉とかヒートポンプということはもう既に事前に調査というか、こういうことにしようとの時点で決められたのかなと思っております。それから、エネルギーはニセコ町にもいろいろあると思うんですけれども、太陽光とか水力もあると思います。ほかにも小水力エネルギーもあると思うんですけれども、その点についてまずちょっとお聞きしたいと思ってます。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） まず1点目のなぜ熱に特化した調査を行うのかという点につきましては、ニセコ町はご存じのとおり寒冷地でございますので、この熱利用というのは非常に効率効果的なものであるということで、ここにまず着目する必要は当然あること。また、それ以外のエネルギーにつきましては、例えば木質、バイオマス、水力含めてポテンシャルについては過去の調査においてもなかなか可能性が見いだせないというような経過もございます。そこで今回につきましては、本来であればオール的な熱も含めた調査ができればいいんですけれども、そこは金額も時間的なものもございますので、この温泉熱あるいは地中熱に特化したポテンシャル調査を行いたいというところでこの調査に限定してるところでございます。

また、2点目の専門家などの調査についてどうでしょうかという点についてなんですけれども、まずこの熱に関する事業者調査ができる可能性のある事業者について、今回は委託業務をしていただきたいと考えております。その上で過去にもニセコ町では温泉ですとか、いろいろな掘削を行っている事業者もございますので、その辺知見のある事業者さんへの委託ということを想定しております。あともう一つ、この熱エネルギーにつきましてはいろいろな専門機関からもアドバイスをいただけるような、いわゆるエネルギーアドバイザー的なところも可能であれば今回設置していけるような方向性もちょっと検討はしているところなんですけど、そこはちょっとまだ具体的ではありません。まずは、一旦この国の補助基準に基づいた調査を実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子君） この予算ですね、1 億 3,500 万円の補助金を受けることになったんですけど、この金額の根拠はどういうところか説明していただけますか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 今回の委託業務につきましてはプロポーザルを想定してございますので、具体的にこちらで積算というようなところまでは想定はしていないんですけれども、大きく文献調査それから地表調査、そして実際に可能性のあるポテンシャルがあると見込まれるところについては試験的な掘削を行うというようなものを想定してございます。最終的に調査結果に基づいた利用可能な提案等でいけたらいいなと思っているところでございます。金額につきましては、一部過去にニセコ町とお付き合いのあるコンサルの事業者さんなどからも情報を得まして、最終的にこういった金額を国のほうに申請しており、国のほうで該当になるという内示をいただいておりますので、今回この金額の計上となっているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子君） まだきっちり決まってないような状況だと思うんですけれども、温泉レベルのって言っても何か所ぐらいなのか、その辺は調査もされてるかなと思うんですけれども。それから期間とかそういうことをどういうふうに予定してるのかもお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） まず、地熱、温泉熱レベルのものにつきましては、市街地で地表の調査を行った上で可能性の高いところを 1 か所以上、それからもう一つ、地中熱レベルのところ、これも市街地を中心にポテンシャルの高さのところを 2 か所以上というように想定をしておりますが、そこは実際に掘る場所、それから可能性に応じて掘る深さも当然変わってきますので、今のところそれぐらいの箇所は実施したいなというところではございますけれども、具体的に何か所掘りなさいというような仕様にはならないのかなと考えております。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） ただ今のご質問に補足いたします。毎年の執行方針でこういう調査やりたいということを言っておりまして、過去に中央地区で調査をやらせていただいて、中央地区で出たもの、これも 100%国の補助金でやらせていただきましたけど、全体の冷暖房まで使えないということで、熱については現在綺羅乃湯のほうの温泉として利活用させていただいております。

昨年国にこういう調査をやりたいとお願いしておりましたが、昨年はご承知のとおり、後志からたくさんの申請が出ていて、ニセコ方式でのそういった地熱調査がもうあちこちでやり始められましたので、ニセコは既に第 1 回目でやりましたのでつけられないということでした。今回もまた相当数の北海道内からも要望あって、1 億 9,000 万強の申請をさせていただきましたが 7 割の枠でやってくださいということで、1 億 9,000 万強の 70%ということで今回補助金をいただきました。その範囲内で有効利用したいと考えておりまして、額によっては公共施設の冷暖房であったり、あるいは将来的には、これまで何度か議会でも申し上げましたが、将来的には熱エネルギーさえあれば通年型の温水プールのようなものも検討できるんじゃないかと思っていますし、体育館を含めた公共施

設の熱暖房もそういったもので利用できれば、CO₂の排出量を出す社会に大きく貢献すると考えております。

今回そういうことも含めまして、市街地を中心として、また北海道総合研究所、昔地下資源調査がありました、ニセコ町の相当数のデータを既にお持ちでありますので、そういった知見を受けながら、可能性があれば幅広い視点で調査をさせてもらえればということでもあります。この予算の範囲でやらせていただくことを目標としながら、調査・研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

木下議員。

○8番（木下裕三君） 1件質問させていただきます。10ページの商工費のところですが、魅力アップ事業補助2件追加となったんですけれども、この内容について可能な範囲で結構ですのでお知らせいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） 現在予定している2件ですが、まず1件目、アンヌプリエリアを中心としたスタンプの重ね押しラリーを予定してございます。こちらは中央バスさん、中央バスニセコ観光開発さんが中心となって、アンヌプリエリアを周遊する仕組みづくりを地域の事業者と連携しながらやる予定となっております。

もう1件ですが、今これから企画が詳しくあがってくる段階ですが、ニセコエリアの食を連携させたイベントを企画しているようです。こちらの詳細は、明日以降企画が上がってくるので、後日詳しい情報を伝えられると思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 2項目質問いたします。1点目は先ほどの質問がございましたエネルギー高度化の関係です。町長からも過去のご説明がありましたように、駅前については今は綺羅乃湯で使っておりますが、もっと広範囲に地域全体の熱供給を想定していたと思います。しかし、温度が37度くらいということで、それはできないことになりました。お話にありましたように、そのあと例えば体育館とかプールとかに新たに熱利用したいという構想みたいなことはお聞きしました。その上でなんですが、地中熱ヒートポンプの活用で既に庁舎や町民センターをはじめ、町内数か所で使っておりますけれども、度々報告がありましたように老朽化なり不具合で相当修理にお金がかかるということで取り止めているところもございます。今回、熱そのものの利用と同時に地中熱ヒートポンプで活用していきたいということなんですが、その後の地中熱活用の進化といいますか、先ほど言ったように今までやっていたものも中断しているのがあるし、お金もかかるということなんですが、改めてヒートポンプ、地熱活用に着手する何らかの大きなきっかけみたいなものがあつたのかどうかお聞きします。

また、概要調査・文献調査的なことは可能かと思うのですが、実際はボーリングするのと思うんで

す。そのボーリングは例えばどのぐらいの深さまで想定しているのかということですね。それと活用方法については、公共施設を中心にということですが、例えばSDGs街区にさらに使うとか、何らかの発展性といえますか、そういうものを想定されているのかどうかについてお尋ねします。

それから、2項目めは19ページの農業の関係で、加工ブドウとお茶について指導・研究していくということで、本間さんのお名前も出ていました。本間さんのブドウは有名になっていて、オーガニックでやっているところが非常に優れているといえますか、先進的だと思います。そういう点で指導されていくと思うのですが、これを例えばお米だとか、あるいはその他野菜などオーガニックで農業を拡大していこうというような思いを持っている方、あるいは着手している方もいらっしゃいますけれども、ニセコ地域全体をオーガニックでブランディングしてくとか、そういうようなところの発展性というのは今後構想されているかどうか、関連して質問させていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 地中熱につきまして、地中熱ヒートポンプと議員おっしゃっていたかと思うのですが、今回につきましてはあくまでも熱のポテンシャル調査ということなので、地中熱ヒートポンプが一番適した熱源、そこに含まれる水も含めてですね、地中熱ヒートポンプが一番適したものであればその方向にはなるとは思いますけれども、もしかするとさらに高熱なのかあるいは低い熱なのかによって、その利用方法は今段階では決められるものではないのかなと私は理解しております。なので、今回地中熱のポテンシャル調査をするのですが、地中熱ヒートポンプを導入するというようなところには至っていないとか確定していないというのか、そこも含めて今後に向けた利活用の協議をしていくものと私ども考えているところでございます。

それからもう一つ、以前もニセコ町では町民センターや有島記念館へ約10年以上前に導入したという経過がございまして、その当時、地中熱のそういった器具ですとか、あるいはそういった事例はなかなか少ない先進的なものをニセコ町は導入したという経過がございます。その点につきましては、いろいろと修繕もかかるような事態も発生しているというのは現状としてあると思います。ただ、それからかなりこの地中熱の利用の仕方についても技術が進んでいると考え、押さえているところでございますので、そこも含めて本当に地中熱ヒートポンプがいいのかも合わせた検討が今後出てくるのかなと思っているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからも少し追加でご説明をと思います。地中熱、故障するということはもちろんありますが、現状ニセコで止めているものはないと認識をしておりますので、そのところはまず申し上げておきたいと存じます。

それから、地中熱ヒートポンプをもしつけるとしたら、一番都合がいいのは地下の水を充てること。地下水は一定温度で、地中熱ヒートポンプの利用は一定温度であるということがすごく重要でございまして、冬の暖房が必要なときには地下から温度をいただいて、夏の冷房が必要なときには地下に温度を戻すという作業をするわけですが、そのためには一定温度であることが重要だということで、ヒートポンプを活用ということが可能であるならば地下水を狙っていくということになるのかとい

うふうに存じます。

それから、農山漁村の関係の加工ブドウというところの中から、オーガニックのお話をいただきました。現状でニセコ町が全てオーガニックに進みますというようなことではございませんけれども、だんだんそのような志向も増えてきている中で、オーガニックを目指す方々も出ておりますし、それからオーガニックまでには至らないにしても北海道のイエスクリーンの認証を取るですとか、それは直売所などもすごく一生懸命やっています。そういうところがだんだん増えていくというかたちの中で、オーガニックにもある程度進んでいく方向といたしますか、あってもよろしいのかなど。ただ、オーガニックでなければだめなんだということではもちろんなくて、様々な農業の形態がございますのでオーガニックもあってよし、それから観光農業もあってよしというようなことで今はとらえているというところでございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 熱利用の話なんです、ヒートポンプの場合であってもランニングコストってやはりかかると思うんですね。ですから、確かに脱炭素っていうことにするであろうと思いますけれども、実際にこの1億数千万かけた調査が実際調査してみたら活用するまでにとても至りませんというようなことにならないように、このお金が有効に活用されて、プールなりなんなり使うということになった場合に、そのランニングコストなど全体を含めた調査にさせていただかないと、これが確かに有効に活用できますよっていうことなんです、それに伴う町費負担が将来的にどのぐらいになるのかということなどもきちっと積算をしていただいくことを含めた調査にさせていただきたい。これは私の要望でありますけれども、よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 現状調査ということなんですけど、多額の委託を含めてやらせていただく中で無駄なものにはならないように、きっちりとしたものにしていきたいと考えております。それから、先ほどちょっとご説明で漏れておりましたが、SDGs街区についても十分そこをターゲットにして、何らかの熱利用ができるような調査をやりたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和7年第4回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (原本自署)

署 名 議 員 榑 原 龍 弥 (原本自署)